

日本吸着学会表彰規程

第1条 本会は、吸着に関する科学技術の進展に功績のあった会員に対し顕彰を行うために、学術賞、奨励賞及び技術賞を設ける。

第2条 授賞者の選考は、学会賞選考委員会を設置して、各賞の内規に定める選考基準に照らして行う。

2. 学会賞選考委員会は授賞候補者を会長に推挙し、会長は理事会の議を経て総会で報告する。

3. 学会賞選考委員会は委員長1名と委員若干名で構成し、それぞれ副会長、理事をもってあてる。年度初めに会長が委嘱し、任期は1年とする。

第3条 本表彰に関わる経費は、学会賞基金からなる。

2. 学会賞基金は、本会の財産から拠出する。

第4条 本規程の変更は理事会の議を経て行うものとし、総会において報告する。

付記

本規程は、平成11年4月1日より実施する。平成14年9月25日に本規程第1条、第3条を改正し、平成14年10月10日より実施する。平成22年3月31日に本規定第1条を改定し、平成22年4月1日より実施する。平成22年10月15日に本規程第2条第3項を改定し、平成22年10月16日より実施する。平成25年11月21日に本規程第3条第1項を改定し、平成26年4月1日より実施する。令和6年12月2日に本規程第1条および第3条第1項を改定し、同日より実施する。

日本吸着学会学術賞内規

第1条 対象は、吸着における科学技術に関する一連の論文、著作等、学術的研究成果が特に優れた正会員とし、毎年1名程度とする。

第2条 授賞者には、賞状、記念品および20万円程度の副賞を授与する。

第3条 本賞に関わる経費は、一般会計からの拠出金に基づく学会賞基金から支弁する。

第4条 本内規の変更は理事会の議を経て行うものとし、総会において報告する。

付記

本内規は、平成11年4月1日より実施する。平成14年9月25日に本内規第2条、第3条を改正し、平成14年10月10日より実施する。平成22年3月31日に本内規第3条を改定し、平成22年4月1日より実施する。平成25年11月21日に本内規第3条を改定し、平成26年4月1日より実施する。令和6年12月2日に本規程第3条を改定し、同日より実施する。

日本吸着学会奨励賞内規

第1条 対象は、授賞年度において45才未満の正会員および維持会員である企業等に所属する者とし、研究分野の広がり considering して毎年3名程度とする。

2. 選考はおおむね過去5年間に、原著論文、著書、特許、学協会が主催する研究発表会・年会等における口頭発表およびポスター発表、社報、ニュースリリース等により対外的に発表された研究開発の成果に関して行う。

第2条 授賞者には、賞状、記念品および15万円程度の副賞を授与する。

第3条 本賞に関わる経費は、一般会計からの拠出金に基づく学会賞基金から支弁する。

第4条 本内規の変更は理事会の議を経て行うものとし、総会において報告する。

付記

本内規は、平成9年4月1日より実施する。平成14年9月25日に本内規第2条、第3条を改正し、平成14年10月10日より実施する。平成22年3月31日に本内規第3条を改定し、平成22年4月1日より実施する。平成22年11月5日に本内規第1条を改定し、平成22年11月6日より実施する。平成25年11月21日に本内規第3条を改定し、平成26年4月1日より実施する。令和6年12月2日に本規第3条を改定し、同日より実施する。

日本吸着学会技術賞内規

第1条 対象は、維持会員である法人に所属する技術者または技術グループが開発した技術とし、実用歴、実施例を考慮して毎年2件程度とする。

第2条 授賞者には、賞状および記念品を授与する。

第3条 本賞に関わる経費は、一般会計からの拠出金に基づく学会賞基金から支弁する。

第4条 本内規の変更は理事会の議を経て行うものとし、総会において報告する。

付記

本内規は、平成9年4月1日より実施する。平成25年11月21日に本内規第3条を改定し、平成26年4月1日より実施する。令和6年12月2日に本規第3条を改定し、同日より実施する。